

第1回 首里城火災に係る再発防止検討委員会 議事録

日時：令和2年3月18日(水) 午後6時～午後7時49分

場所：沖縄県庁14階防災無線統制室、沖縄県東京事務所会議室(TV会議システム)

出席者(沖縄県庁防災無線統制室)：委員長、委員1名 (東京事務所会議室)：委員3名

1. 開会

司会) (委員会開催の宣言) ・ (配付資料の確認)

2. あいさつ

沖縄県副知事)

はいさい、ちゅうがなびら。皆様、こんばんは。沖縄県副知事の●●でございます。第1回首里城火災に係る再発防止検討委員会の開催にあたりまして御挨拶を申し上げます。

まず、●●弁護士、●●弁護士、●●名誉教授、●●教授、●●教授におかれましては、誠に御多忙のなか、本委員会委員の就任をお引き受けいただき、ありがとうございます。

本来ならば、一堂に会して開催すべきではございますが、本委員会を早期に開催したいということで、年度末のお忙しいなか、沖縄と東京のテレビ会議で開催することにつきまして御理解いただき、深く感謝申し上げます。

昨年10月31日に首里城において火災が発生し、正殿等が焼失するに至り、その焼け落ちていく首里城の姿は、県民のみならず、多くの国民や世界各国の人々に大きな喪失感を与えたものでありました。

火災直後から沖縄県警察や那覇市消防局において、長期間にわたる現地調査等を実施し、さらに、科学捜査研究所や消防研究センターにおける科学的な鑑定を行いしましたが、結果、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、首里城正殿等の管理者としての責任を重く受け止めております。

県としては、今後二度とこのようなことが起きないように、首里城火災の再発防止策を検討し、防火対策の強化及び管理体制の構築をすることが何よりも重要であり、そして必要だと考えております。

そのため、首里城火災の再発防止策の検討にあたり、客観性・公平性を担保し、また法的整理や文化財保護に配慮した防災・防火対策、公園利用者の利便性・安全性等の観点を取り入れるため、専門家の方々により、御議論・御検討いただくことが極めて重要であると考え、本委員会を設置したところであります。

本委員会においては、事実確認、原因究明、再発防止の段階を踏みながら、防火対策及び管理体制のあり方について御検討いただき、お忙しいところではございますが、令和2年9月頃に中間報告を行い、令和2年度末までに最終報告書をまとめていただければと考えております。

各委員の皆様におかれましては、徹底した再発防止策について、御意見を賜りたく、忌憚のない御議論をいただければと考えております。改めて、御参集いただいた委員の皆様にご挨拶申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(プレス退室) (副知事退室)

事務局) (資料説明)

3. 委員長選出

事務局) (資料説明)

司会) 委員長は、設置要綱第3条第4項の規定により、委員の互選により決定することとなっております。自薦、他薦により候補者を選出したいのですが、どなたかいらっしゃいませんか。

委員) 沖縄にいる●●でございます。委員長はいろいろな調整が必要となると思いますので、沖縄にいる委員が望ましいと思っております、●●委員を委員長に推薦したいと思います。

司会) 今、●●委員から●●委員を委員長にと推薦がありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし) (●●委員承諾)

司会) ありがとうございます。

それでは、協議の結果、●●委員が委員長に選出されました。

委員長に選出された●●委員から一言御挨拶をお願いいたします。

委員長) 沖縄にいる●●でございます。よろしくお願いいたします。

私は、もともと首里の生まれで、首里城の近くで育ち、今も首里に住んでいます。火事の日も外に出たら、もう首里城が燃え上がっていて大変ショックを受けた県民の一人です。

この委員会で今回の火災についてきちんとけじめをつけて、新しい首里城を迎えられるようにしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長選出後の進行は委員長)

4. 議事

(1) 会議の公開・非公開について

事務局) 資料説明

委員長) ありがとうございました。

今、事務局から説明のありました3点についてお諮りしたいと思います。

まず、会議の公開・非公開の方針は、資料の3ページにあるような方針で公開・非公開で臨むということでよろしいでしょうか。

委員) 異議なしです。

委員長) 原則非公開で、違う形で情報を出していくということですが、よろしいでしょうか。

委員)質問があります。せっかく会議をやって、公開していい内容は委員長のブリーフィングやプレスリリース等を通じて世に出していくのは悪くないことだと思いますので、それは(2)にその意図が込められているという理解でよろしいでしょうか。

事務局)そのような理解でよろしいかと思えます。

委員)議事録は公開しないということですね。議事録は取るけれども公開はしないということですか。

事務局)「(4)会議結果の公表について」がございまして、この中で日時、場所、委員名、議事概要等の過去の事例では1枚程度ではあったのですが、内容によっては議事概要を公開できる内容を増やしていくやり方はあるかと思えます。

委員)もう一つの質問は、議事録は取るということではよろしいですか。

事務局)はい。議事録は取ります。

委員)それが非公開だということですね。

事務局)そうでございます。

委員)わかりました。

事務局)過去の事例では議事録を取って、最終的な報告書が出た後に議事録も公開しているスタイルの委員会もございます。(4)の細かい取扱いは、「会議終了後」を各回と読むのか、全体の会議と読むのかは今後詰めていければというところでございます。

委員)わかりました。

委員長)以上のおりですが、(1)～(4)の方針で臨んでよろしいですか。

(異議なし)

委員長)ありがとうございます。

それでは、公開・非公開の方針につきましては、3ページに書いてある方針で臨みたいと考えます。続きまして、関係者の傍聴ですが、資料2の4ページに記載されているメンバーについては、当然に傍聴を認め、それ以外の者については事前に許可するかどうかを考えるという取

扱いのようです。この内容でよろしいでしょうか。 異議なしという理解でよろしいですか。

(異議なし)

委員長)ありがとうございます。

それでは、傍聴の取扱いも提案のとおりいきたいと思います。

続きまして、関係職員等の会議の出席は、聴取の対象者を呼ぶときの手続の問題です。これについても資料2の5ページに書いてあるとおりでよろしいでしょうか。

委員) 1つ提案があります。那覇市消防局は傍聴を認める対象としてリストアップには書かれていますが、那覇市消防局が自主的に傍聴をするつもりがないというときに、こちらから意見を求めたいときがあります。5ページの「会議の出席の可否を確認」する相手として那覇市消防局を加えただけませんか。

事務局) 事務局といたしましては、財団と都市公園課の管理担当以外の者は、(3)で全て網羅させようという趣旨でございます。

委員) 例えば私がこの件については、那覇市消防局の意見をぜひ聴きたいとこの会議で言って、委員長がそれを認めた場合はそうなるということですか。

事務局) そのとおりです。右の四角枠の中に書いてございますが、まずは委員の意見を確認いたしまして、委員長が出席者を決定、事務局から出席依頼の連絡をするような事務の流れになっておりますので、要綱上は「委員長が必要があると認めた者」となっておりますが、その前段として委員の意見を確認ということになっております。財団と都市公園課の管理担当以外の者は、(3)で拾っていくと考えております。

委員) 私が意図したのは、今回の件に関して防火対策を検討する上では、那覇市消防局は重要な関係団体の一つであるので、ここに名前出して当然かなということで、出席してほしいけれども、毎回出欠を確認するという意図ではなく、なぜ出ていないのかと思ったということです。だから、毎回出ることを確認するということまで強く言っていることではないです。

委員) 私も同じです。あれ消防局は入っていないんだという素朴な感覚はあります。でも、仮に入っていなかったとしても、(3)の委員長が必要があると認めた者には入るんだろうなとは思いますが、那覇市消防局を入れておくことも一つの選択としてはいいのかなと思います。

委員長) 私もその意見に賛成です。

事務局) (1)一般財団法人沖縄美ら島財団、(2)沖縄県都市公園課(管理担当)、(3)那覇市消防局、

(4)その他委員長が必要があると認めた者という整理でよろしいでしょうか。

委員長)そういう整理でよろしいですか。

委員)はい。結構です。

委員長)それでは、この会議の出席については今提案のとおりということで承認としたいと思います。よろしいですね。

(異議なし)

委員長)ありがとうございます。

今の議事規定の承認を受けまして、関係者の傍聴をこれから先認めようと思います。御了解をお願いします。

(傍聴者の入室)

事務局)傍聴者の報告

(2)首里城火災の状況について

事務局) (資料説明)

委員長)ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました内容につきまして御意見、御質問等があればお願いいたします。では、私のほうから先に2つ質問させてください。

1つは、今回、見せていただいたカメラの映像と警察のほうで見た防犯カメラの映像は同じものですか。もう1つは、先ほど見せていただいた4分割の左上の画像が先に見えなくなったのですが、その原因は何でしょうか。この2点を教えてください。

事務局)警察のほうで見た画像は編集する前の画像でございます。

委員長)同じ防犯カメラの画像ということですか。

事務局)そうでございます。

委員)それに異議があります。先ほどの資料に警察の発表がありましたよね。68台のカメラ映像のうち、出火元と思われる正殿内部(正殿1階は3台、正殿2階4台)のカメラを中心に精査したということで、警察は少なくとも1階3台、2階4台のカメラ映像を持っているわけです。これは公開していない。公開請求をして、我々も見られるようにしてほしいです。

事務局)カメラ映像は国の所有でございまして、資料請求をすれば見ることは可能でございます。

委員) 正殿内部に1階3台、2階4台あるもののどれだけが生きているのか、生きているなら一応、全部眺めてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局) 正殿1階3台と2階4台をまず手始めにということによろしいでしょうか。

委員) はい。

委員) 出火原因は重要ですが、火事が大きくなった要因の解明はとても大事です。そのことはこの間の国の検討委員会でも指摘しましたので、それで分析をしようとしているところです。いろいろな残骸などを分析しようとして、そこには我々も出ています。情報もどんどんいって分析に加わっているのですが、その情報を得ていくことも重要です。

事務局) 国の検討委員会から必要な資料については提供いただけるように調整していきたいと思ひます。

(3) 今後の進め方について

事務局) (資料説明)

委員長) ありがとうございます。それでは、今後の進め方についておおむねの了解を得たいと説明がありました。

資料4の2ページに書いてある1～5の内容は、基本的にはこういうイメージで進める方向でよろしいでしょうか。進め方や手順などについて違う切り口があればお願ひいたします。

委員) 3ページ目に検討手順とありますが、原因究明は必要ですが、あの建物の火災のリスクはいろいろあると思ひます。例えば今回の火災の経過に対して解明できたとして、それに対する対策は考えられるかもしれない。放火やほかの建物から出火した場合などほかのリスクに関しても検討が必要ではないか。

委員) 私も火事の原因はあらゆるリスクがあるので、あらゆる原因があるだろうと思ひています。再発防止の部分は今回の原因であったり、確認できた事実にとらわれずに広く火事の原因を潰していったり、防火体制をしっかりするという形で再発防止は広く拾っていく形が望ましいと思ひております。

委員) ●●委員と●●委員と趣旨はほぼ一緒ですが、私も気になったのは、火災の原因究明という言葉にこだわっておられるところが引っかけります。消防も警察の調査も、大量の人員と時間をかけて出火原因調査にほとんどの時間を割いています。おっしゃったように出火原因は放火もあれば、もっと別の形の電気火災以外のケースもあるし、出火場所もあると思ひます。今回、一番大事なのは、そうしたうちの1つの火災がぼやにとどまらずに、なぜ正殿で全体が

大きくなってしまったのか。それから正殿でとどまらずに、つながっている建物6棟、7棟が全焼してしまったのか、ここが一番の疑問です。ただ、問題はなぜ大規模火災になったのか、なぜ延焼拡大がここまで進んだのか。この問題意識をまずどーんと書いてほしい。その背景や物的要因、人的要因を整理して、その原因ではなくて要因を分析する。主として延焼拡大要因です。出火原因ではなくて、出火原因は様々あり得るので、もちろん出火防止対策もその1つではありますが、一番大きなターゲットは延焼拡大要因を分析して、今後の再発防止対策に資する。そういう書きぶりにすべきではないかと私は思います。

委員長)私も●●委員の御意見に賛成です。出火原因ではなくて、結局、なぜここまで大きな焼失が起きたのかを原因と考えて、その理由を探っていく方向でやれたらと思います。

委員)そこは同感です。もう1つは、似たような視点から国の委員会でもやると思います。国の委員会は、これまで正殿をどうするかに話がかなり集中していたのですが、これから少し広がった議論をやっていくと思います。そこで今の延焼をどうするかという議論になるのですが、そうすると、ある程度共通してくるので、そのときに国の目標は何なのか、委員会の目標は何なのか、沖縄県としては何を目標にしているのか。再発防止のために沖縄県として何を発信して、何を政策としてやるのか。私はそれが見えていない。そこを早い段階で、国より沖縄県のほうが得意なものがきっとあると思います。そこを沖縄県として何をやっていくといいのかをイメージしながら進めることを明確化してほしいです。

委員)その点でもう1つ質問があるのですが、地図(資料1-5P)で示された沖縄県の担当する範囲が最初に赤、青、緑色で示されましたよね。もう1つは、美ら島財団は首里城の赤い部分の管理を任されている。それが沖縄県の仕事ですよ。だから沖縄県の役割は、首里城正殿のソフト、自主防火体制が大きなもので、それは国のほうはあまり考えなくていいところです。でも国も考えないといけないけれども、沖縄県が一番に担うのは管理体制と言っていますけれども、平常時の管理ではなくて、発災時の自主防火体制も含めてやる必要があって、警備会社に委託で任せるだけでいいのかということも含めて、最初にそういうことをここで議論すべきだと思います。ハード対策については、県も管理している、その周辺の防火水槽や池の整理などをやっていくのではないかと、その辺の交通整理を沖縄県のほうでやっていただくべきではないかと思っています。

事務局)資料1の5ページに示しましたように、県が現在、赤と青の区域を管理運営していますので、関連した防火対策を立案する必要があると思います。ただハードに関しましては、赤い部分は国の委員会でやりますが、青の部分につきましては県のほうでハードもやっていきます。トータルで防火体制を構築する必要があると思いますので、委員がおっしゃったような体制で、全体の防火体制、管理のあり方を検討していこうと考えております。

委員)資料1の5ページ、緑の部分は国の管理になっていますが、ただ、いろいろな防火対策を

考える上では連携する必要があると思いますが、その辺りは国との調整の中で進めていくという理解でいいのですか。

事務局)おっしゃるとおりでございます。今回、県が管理を受けているのが赤と青の部分でございます。緑の部分に関しては、国が直接、美ら島財団に管理委託をしているものですから、今回はこれに載せていませんが、美ら島財団が全体を指定管理で受けておりますので、連携した防火体制、ハード・ソフトの整備になると考えております。

委員)最終的に再発防止をどういう段階で手を打っていくかが一番大事だと思います。

今回の首里城は国営の有料区域が真ん中であって、その周りにグレーの無料区域があって、その外側を県営の部分が囲っている。外からの攻めにはバッファゾーンがいろいろあるように見たのですが、今回は真ん中で火が出ましたので、そうはいかなかったということですね。そのことと、実際は外から火が来ることもあり得る。今回のような火事だけではなくて、ほかのことも俯瞰でものを見るのがものすごく大事だと思いますので、ぜひそれを追究してまいりたい。

その際、情報が足りないのが、世界遺産の登録をしていますよね。それがどのようにどこにかかっている、どのような制限があるのか、下の部分は60センチか何か。そのことを図面でもわかるようにしてもらいたいというのが1点。

それから県営の部分の計画論はどういうものか。それを一度、見せていただきたいと思います。私もまだ調べきれっていませんが、県営部分にある龍潭の水面などは、古来はお城のために使ったと思います。それが今は全然別個のものになっているので、その事実関係も少し調査してもらったらいいと思います。

そうすることによって、近代の技術だけに頼らないレジリエンス的な防災も考えられるような気がしますので、ぜひ視点をそこまで広げてもらいたいです。

それから文化財的な復元をやったところを公園として利用するわけですよね。そこに相当の無理や解離が起きる可能性がありますので、その関係についても精査したほうがいいのではないかと。

どういうことかという、今回も次のイベントのために遅くまで準備したという話がありましたので、本当にそういうことでいいのかどうか。数日休館して準備をしてイベントをやるようにするのか、それらも含めて考えた方がいいのではないかと思いますので、運営の仕方について課題はないのか議論をした方がいいのではないかと思います。

以上、幾つか申し上げましたけれども、よろしく願いいたします。

事務局)ありがとうございます。先ほどの地下遺構等の分布に関しましては、別紙資料を御準備いたします。また、周辺の龍潭の水利利用などは国の検討委員会でも防火用の水の確保について、同じような御提案もありました。全体の消火用水槽の配置についても国の委員会等で今後検討されていくことも含めまして、県営区域の防火水利についても検討していきたいと考えてございます。また、御庭を使った行催事は、今回は組踊300周年記念の公演の準備をしている

最中でした。今後、そういう行政のあり方も検討してまいりたいと考えてございます。

委員長)ここまでのところは、これでよろしいでしょうか。先ほど、発言いただいた内容ともかぶるかもしれませんが、資料4の「6. 今後に向けて」のところで、今後、事実確認、原因究明、再発防止という形で進めていきたいようですが、それぞれのポイントで、事実確認としては当然やっておくべきであるという御意見等があれば伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

委員)ここで再発防止策と言っていますが、方針を決めて、それで個々のものは、その後また詰めていく。再建自体はまた時間がかかるわけです。正殿もあるし、前より時間がかかる説もあります。前は更地みたいなところでやったから工事は進んだけれども、今度はそうはいかないと、時間の把握がいる。だからある意味では、対策は、その整備も、時間があればもう1回つくっていく。それと併せてやっていけばいいことではある。だからこの1年間でどこまでやるのかということです。

事務局)資料1の6ページ「3. 委員会の流れ」の中では報告書がありまして、基本的に管理体制のあり方まで、●●先生がおっしゃったように、方針のあり方は本年度(令和2年度)中に行いまして、具体的な実施設計などは令和3年度以降に国の検討も併せてやっていこうと。方針のあり方の検討を令和2年度までにやる方向で考えています。

委員)県営公園区域の防火対策と、資料1の6ページ、先ほどの報告書の下2つ、この管理体制のあり方は、沖縄美ら島財団が任されている真ん中の赤い首里城の部分プラス周囲の青色の県営公園区域の防火対策、この2つのことを言っているのですか。

事務局)そうです。基本、両方を言っています。

委員)それが1つは明確になってきた。県営公園区域の管理体制のあり方だけかなと思ったのでピンとこなかったのですが。

事務局)首里城の国の正殿の管理体制のあり方も含めて。

それにつきましては、資料1の5ページの図のほうがわかりやすいと思います。

右下に書いてございますが、県管理区域の管理体制のあり方が赤色のソフト部分と青色のソフト部分です。

緑が抜けているのでわかりにくいのですが、基本的に全体的な管理のあり方は県のほうでやりたい。その管理にかかるようなハードもこの委員会でやっていくことを目標としております。また委託の内容等については御相談させていただければ。

委員)首里城の赤い部分にしても、●●委員がおっしゃるように、正殿以外の建物も含めた方針

はもっと先になってしまうので、管理体制そのものは、どこまで議論できるかは見通しが難しいです。

事務局) 考えているのは、国を待つのではなくて、県の管理はこういう管理をするべきだということを、沖縄県のほうでも方針をつくり、国の技術検討委員会に逆に提案していく。それも詰めて、まずどういう管理が正しいのか、どういう消火態勢かを令和2年度でしっかりさせていただいて、令和3年度以降、それをソフトやハードに反映させていきたいというのが今回の趣旨、考えでございます。

国の整備の進み具合に併せて、段階的な防火体制、管理体制が出てくるかと思えます。

資料1の6ページ、現在、国の今後の設計、整備等の進捗がまだ明確に示されていないところですので、今後、国の整備の状況に合わせた管理体制、現在、沖縄県が国営公園の有料区域の管理を受けておりますので、今後、整備される国営公園の有料区域も含めて段階に合わせた管理体制の検討をしていくことになると思えます。

6ページでは、そのゴールとしまして、再発防止策の管理体制の構築ですが、この年度割りはまだ明確ではないところでございまして、令和3年度から始めていくということで、国の整備の行程に合わせたまとめ方が出てくるかと思えます。

委員) 弁護士のほうで事実確認や原因究明というお話はありましたが、専門家の目を通じて多数の御意見をいただいた上での事実確認が必要だと思っておりますので、恐らく第2回のときには、この委員会の中で、我々弁護士が気づかないところの重要な事実の御指摘をいただく必要があると思っております。

原因究明もそうですが、それぞれの御専門からの原因の見方が非常に参考になるだろうと思えます。その辺りの御示唆をいただくところを、次回、次々回で多くの知識や知恵をいただきながら、取りまとめ作業をこちらがすると思っておりますが、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

委員長) ●●委員からも話がありましたとおり、原因究明や再発防止を考えるに当たって、前提事実の確認がとても大事になってくると思えます。私たちがこの後、事実確認をあちらこちらにすることになると思えますが、こういうことを確認しておいてほしい点や、そういう事実があればこういう提言ができるという前段階の御示唆をいただければと思っております。

委員) 今のことと関連することですが、防火対策にかかわるような技術的なことが多い懸案で、弁護士さんが2人ついて事実確認となると、もし私その当事者で、弁護士さんが来られて事実確認をさせていただきますと言われると、とても緊張して、何か違反事項を探られているような意識になってしまいます。

そうではなくて、警備会社のスタッフや消防職員、実際に現場にいて活動した、あるいは沖縄県の美ら島財団の管理者たちに実務的な話を聞くことに徹したほうがよくて、どこに人的失敗があったのか、どこに落ち度があるのかという視点ではないほうが良いような気がします。

まずは県が弁護士さんに何を期待しているのかをお聞きしたいです。

事務局) 今回の火災に関しては、県議会でもいろいろと御質問等をいただきまして、責任の所在をまずは明確にすべきだという御意見もいろいろございます。

それで法的な整理も必要ではないかと、誰にも全く責任がないのかという、いろいろな御質問等もございまして、出火原因は不明ですが、県としての管理の責任、財団としての現場を管理する責任はあるのではないかと。そういう面からの法的な整理も必要になるだろうと考えております。

その上で再発防止に取り組んでいかなければいけないのかなと、そういうことで、まずは事実認定に関しては、より専門的なものですが、法的な面から見た事実確認等も必要になってくるのではないかとということで、弁護士さんお二人に今回はお願いしてございます。

委員) 再発防止を考えると、例えば消防活動がありますよね。消防で何を失敗したかという話よりは、消防の人は何が大変だったのか。現場に行ってみると消防活動は大変そうなのです。石垣の高さもありますし。

それから、この間の国の委員会の前に、私は現場を見に行ったのですが、消防が頑張っこの延焼を防いだのではないかとと思われるところもありました。どこが大変だったのかを明らかにしたほうが、やはり将来につながると思います。

すぐうまくやっても、あれはなかなか難しかったと思います。むしろ何が大変だったのか、大変だったところをできればハードで緩和していきたいと思います。そういう視点でないと、答えるほうも答えられないし、結局、できもしない完璧な消防では、何を失敗したか、そういうことになっていくと、答えるほうも答えられないし、何も出てこないと思います。

消防も大変だったと思いますが、何が大変でどこが難しかったのかを注文したほうが私はよろしいかと思います。

事務局) 目的は再発防止に係る管理体制の構築ですので、そういう面も含めていろいろな御意見を聴取して、今後の防火体制、また設備に生かしていくつもりでございまして。そのような観点で今後は進めていきたいと思っております。

委員) そういう意味では次回までに再発防止の概念を、例えば3段階考えられるとか、5段階考えられるなど、それらを少し出したほうがいいのではないですか。

事実確認と原因究明と、同じウエートで再発防止が並んでいるようにしか見えないので、ぜひ再発防止の内容の議論が出やすいように大項目にしてください。

事務局) ありがとうございます。確かに3つが並列で同じウエートのようには書いてありますが、目的は再発防止でございますので、こちらはもっと詳細な区分をしていきたいと思っております。

委員長) ほかに何か御意見ございますか。

今、御提案がありましたとおり、再発防止は一体どういうものかというイメージを置いて、それのためにどういう原因分析をして、どういう事実調査をするのが一番大事かと思っております。事務局にはそういう整理していただいて、次回の会議の前に大体のイメージを共有した上で会議を持てればと思っております。

そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長)ありがとうございます。

今後に向けての意見は以上ということでもよろしいかと思いますが、これで本日の議事を全て終わりたいと思います。

それでは、事務局にお渡しいたします。

事務局)委員の皆様、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

本日いただきました御意見については、事務局で整理を行い、報告させていただきます。

以上をもちまして、第1回首里城火災に係る再発防止検討委員会を閉会させていただきます。

5 閉 会